

## SPARC Japan セミナー2021

「研究データポリシーが目指すものとは」

### 総合討論(第2部)

#### 研究データに関わる各ステークホルダーとの議論

- 林 和弘 (科学技術・学術政策研究所)
- 池内 有為 (文教大学 文学部)
- 三宅 隆悟 (文部科学省 学術基盤整備室)
- 田野 俊一 (電気通信大学長)
- 大波 純一 (国立情報学研究所 オープンサイエンス基盤研究センター)
- 能勢 正仁 (名古屋大学)
- 松原 茂樹 (名古屋大学 情報戦略室)
- 白井 知子 (国立環境研究所)
- 上野 友稔 (電気通信大学)
- 安原 通代 (国立情報学研究所)
- 八塚 茂 (バイオサイエンスデータベースセンター)
- 矢吹 命大 (横浜国立大学)
- 山形 知実 (北海道大学)



## 研究データポリシーをめぐる論点についての コメント

●池内 討論に入る前に、第2部よりご登壇される名古屋大学の能勢様、名古屋大学の松原様、国立環境研究所の白井様より、研究データポリシーをめぐる論点について、簡単にコメントを頂戴したいと思います。

●能勢 私の本業は研究者で、宇宙空間で起こっている現象の研究をしています。実際にフィールドへ出て自分でデータを取って、そのデータを解析したりします。その他にGPS衛星などが飛翔している地球近傍領域について、人工衛星が観測したデータを使い、共同研究をしながら研究を進めています。ですから、まさに研究データのポリシーができたら、それに従って研究データの公開をする立場にいます。

研究者の同僚などの反応を見ていると、やはり研究データポリシーが策定されてデータを公開するとすると、「やらされている」「余分な仕事だ」と感じる傾向にあると思います。それは研究者の置かれている最近の状況が、非常に人が減っていることに呼応して業務量が増え、競争的研究資金の配分が大きくなって、大学に配分される研究費もその業績に応じて変わるという厳しいものになってきているので、さらに余分な仕事をするのかというのが現場の研究者の大多数の正直な感想になるのだと思います。

しかし、研究者がデータを公開しないと研究データの利活用は始まらないので、義務でやらされていると感じているというのは非常に残念なことです。研究デ

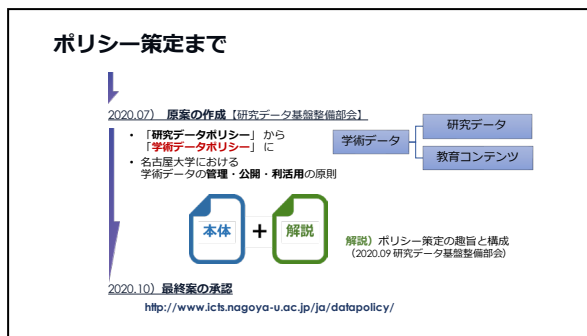
ータポリシーを策定する際に、どのように策定すると研究者がなるべく幸せにデータをシェアして公開していけるのかという立場で、名古屋大学の松原先生と一緒に、名古屋大学における研究データポリシーについて議論させていただいているところです。

●松原 私は情報戦略室に所属しており、大学の研究データ管理には情報側から携わっています。話題提供ということで一つの事例をお話しさせていただきます。

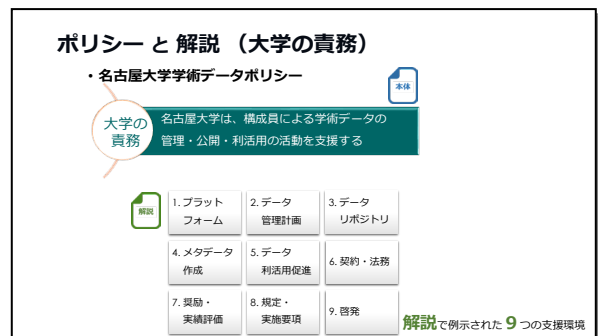
名古屋大学は2020年にデータポリシーの策定を行いました(図1)。2020年7月に原案を作成し、10月に最終案が承認されています。原案を作成するときにはいろいろ議論があったのですが、教育・研究を担う組織として、研究データだけではなく、教育コンテンツも管理・公開・利活用を積極的に進めるということを含めて学術データのポリシーとしてまとめました。

ポリシー自体は5項目から成っているのですが、それに解説を添えて、ポリシー策定の趣旨と構成を解説しています。このポリシーの5項目目に「大学の責務」として、構成員の活動を支援するということを定めています(図2)。それに対応して解説では、支援環境の例を九つ示しています。

それを受けて、データポリシーにおける大学の責務を遂行する主体として、実務を担当するマルチステークホルダーから成る組織をつくって活動を進めています(図3)。セミナータイトルの「研究データポリシーが目指すもの」という点では、このデータポリシーがまさに組織における研究データ管理・公開・利活用の力になっていると思いますので、データポリシーを



(図1)



(図2)

力に変えていくということが一つの論点としてあるのではないかと考えています。

●白井 私は能勢先生と同じように研究をバックグラウンドとしています。地球環境の部門において、研究の他に研究データの利活用、基盤の構築、運用などを行っています。

2018年9月のSPARC Japan セミナーで、国立環境研究所のデータポリシーをつくったときの経緯などを発表していますので、そのあたりについてはもう一度ご説明することはしませんが、国立環境研究所では2017年にデータポリシーを出しています。内閣府のガイドラインができる前だったのですが、これは研究所としてデータを積極的に公開していくという大枠の方針を示すデータポリシーになっています。

ただし、ポリシーは組織の理念や方針を示すものとしてつくる価値がある一方で、その中でどの程度実効性を持たせるかがポイントとなってくると思っています。国立環境研究所の場合、研究分野が多岐にわたっているため、具体的なデータ公開に関する取り決めなどはポリシーに盛り込まず、ある程度、現場で調節できるような形のポリシーにしてあります。それは現場としては大変ありがたい一方で、何らかの決まりによって決めたいというときに決めることができません。分野によって、自分で適切な判断ができる人材がいる、あるいは分野として非常に決まったマナーがあるという場合はいいのですが、そうでないと、全然決められない、判断できないということにもなってしまうという、いい面と悪い面があります。ですの

で、組織の中でどの程度細かいところまで決めるかということ、ある程度論点になるのかなと考えています。

あとは、ポリシーを決めるといっても、それはそれで専門的な知識が必要であり、組織としてどの程度支援できるかという問題がありますので、そのあたりも含めて、やはり一つ一つの機関が自機関の状況に合わせてつくっていくものだと感じています。

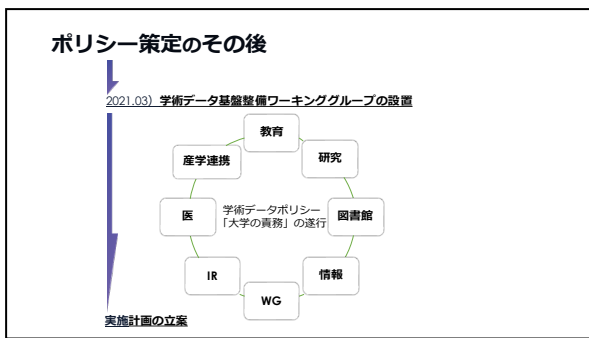
### 会場からの質問に対するパネリストの回答

●池内 それでは討論を進めたいと思いますが、ディスカッションに先立ちまして、まずはお寄せいただいた質問にお答えしていこうと思います。

●林 質問を紹介させていただきます。まず、回答講演者指定なしということで、「本学ではオープンアクセスポリシーは未策定ですが、2025年までに研究データポリシーの策定を迫られています。手順としては、まずオープンアクセスポリシー策定後に研究データポリシーの策定に着手すべきでしょうか」という質問です。

●池内 これはどなたか、いかがでしょうか。

●林 科学技術・学術政策研究所(NISTEP)で研究データポリシーに関する講演会をしたときに、その議論で大いに盛り上がりました。そのとき、講師としてNIIの船守さんに来ていただいたのですが、特に規模の小さい大学の場合は、まずオープンアクセスポリシーをつくる、ないしはオープンアクセスポリシーをつくっているところはそれを拡張して研究データポリシーにするところから始めるのが現実的ではないかという議論になりました。そのとき三宅さんもいらっしゃいましたね。私が答えてはいけないのですが、特にご意見がなかったのもまずは情報共有させていただきました。



(図3)

もし回答がございましたら適宜受けたいと思います  
が、ひとまず次の質問に移らせていただきます。

「研究データの提出・利活用に関して質問です。研究データポリシーに基づいてリポジトリ等で公開される研究データの権利処理はどのような形があるでしょうか。論文等の場合はクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付与しての公開も増えていますが、研究データの場合に適したライセンス処理の実例はございますか」。これは既にポリシーをつくって運用している研究機関からのご回答があると大変ありがたく思います。白井さん、どうですか。

●白井 ライセンスの問題はよく質問を受けます。その都度、私も結構悩むのですが、地球環境のデータベースではオリジナルの利用規約をつくってもらうことが多いです。元々、いろいろ細かく決めたい人が多かったということもあり、それぞれのデータに合わせて自分で判断して決めてもらった方が後々いいので、ひな形の中で、これは違うと思ったところを変える形でオリジナルのライセンスを作ってもらうことが多いです。最近、割とデータジャーナル、あるいは普通の論文でも、ポリシーとしてデータを CC BY で公開してほしいということを言われることも多くなっています。そういったことにももちろん対応しているのですが、自分のデータはうるさいことを言わないからどんどん使ってくれという人は、CC BY などを出しています。

あとは、研究データ利活用協議会 (RDUF) の中でライセンスの研究データライセンス小委員会が「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン」をつくっています。この小委員会には池内さんも入っておられますが、やはりそういった文書があると、こちらとしても「こういったものもご活用ください」という感じで渡せるので、あれはつくっていただいて本当によかったと思っています。

●池内 研究データ利活用協議会でのライセンスのガイドラインの策定についてはいろいろと研究した経過

があって、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスがやはり一番知名度も高くてもよく使われているということで、当初はそれを付けて出せばいいのではないかと議論をしていました。ただ、そもそもの話として、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは著作権があるものに対して付けるのですが、研究データは一般的に著作物として認められない場合が多く、しかもその判断が非常に難しいです。そのため、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス相当というのでしょうか、名前としてはほぼ一緒で、例えば先ほどの CC BY のようにライセンスを表示する形で付けるのですが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスそのものではない方がいいというガイドラインになっています。後ほどガイドラインをチャットに貼りますので、よろしければご覧になってください (研究データの公開・利用条件指定ガイドライン [https://doi.org/10.11502/rduf\\_license\\_guideline](https://doi.org/10.11502/rduf_license_guideline))。

●林 それでは次の質問に移ります。「利活用のための研究データ管理、公開、共有について、教員からもメリットが理解できないという指摘を多く頂いています。説明しようにも、現場の事務レベルでは具体的な経験がないため、実感を伴う説明ができず苦慮しています。先行事例などの積極的な紹介をお願いしたいです」。このコメントは、これまで進められた方はどういう事例をお持ちですかという質問に読み替えさせていただきますが、いかがでしょうか。

●能勢 最近の例ですが、卒業生の研究を指導していて、卒業生や修士課程の学生の研究でもデータが出てくるわけですが、それを死蔵させるのは非常にもったいないので、名古屋大学の図書館に公開という形で置いたことがあります。そうすると、データを公開することによってやはり別の研究者に利用され、その方から「こういうデータを使ったのだけれども、一緒に共同研究しないか」という反応がありました。公開することによって利用されて将来的な共同研究につながる

ということは本当に実感するところです。

ただ、将来的には、やはりデータの公開に対して客観的に評価するような指標と仕組みが必要になってくると考えています。

●大波 成功事例等の積極的な紹介という点で、今でないとはいえないことは、やはり新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対応の情報だと思います。パンデミックが始まって COVID-19 の情報がどんどん出てきて、それを基にワクチンを作ったり、COVID-19 にはどういう特徴があるかということを経済中の研究者がこぞって研究しています。そのスタート地点として、遺伝子のデータなど生物のデータは元々オープンにしてライセンスをはっきりして共有するという文化が十分育っていた面があって、そのおかげで COVID-19 のことが迅速に分かって、ある程度対応できているという状況だと思います。これがもし 20 年前など、あまり遺伝子の情報を公開するという機運が醸成されていない状況だったら、全然スピード感が違ったと思いますし、もっと世の中は混乱していたのではないかと思います。

そういう意味では、先にデータを共有してライセンスやポリシーをしっかりと定めておくということは重要です。生物のデータも、共有を始めた頃は皆さんやはり苦労があって、ここまでやらなくていいのではないかと思います。ようやく今になって芽吹いたわけですから、先んじてやっておくことには意味があります。今回、日本全国で大学などに研究データポリシーを策定していただくに当たっては、将来何らかの研究の情報が急に必要になったときに、その状況になってからルールを定めて取り組むのでは遅いので、あるべき論として先に定めておくのがいいのではないかと説明の仕方ができるのではないのでしょうか。

●林 ありがとうございます。それでは、もう一つ質問を紹介したいと思います。「オープンアクセス方

針、オープンアクセス実施要領、研究データポリシー、機関リポジトリ運用指針と、たくさんの方針や指針を次々と策定することが求められ、猥雑になっていくように思いますが、研究成果の公開という一つのことをするに当たって、例えば OA 方針実施要領と機関リポジトリ運用指針を一つにまとめるなどした場合、何か不都合があるのでしょうか」という質問です。これはぜひ名古屋大学にお答えいただけるとういことと思いますが、いかがでしょうか。

●松原 多分そういった整理は必要になるのではないかと思います。例えば、本学では学術データポリシーと呼んでいますが、そういったデータポリシーの成立を受けて、機関リポジトリのポリシーが変わるなど、ポリシー間関係も変わっていくと思うので、統合などの整理の仕方は今後出てくるのではないかと思います。重要な意見だと思います。ありがとうございます。

●林 それでは、次の質問でいったん質問コーナーを終わりにしたいと思います。「大手海外出版社の学術誌ではデータシェアリングポリシーが挙げられ、その中では、Data Availability Statement として、データの要件や公開元の明示の仕方について提示が見られます。データポリシーはこれに対応できるものであればと思いますが、いかがでしょうか」。これも、既に策定された方々がどのように運用しているかという情報をシェアしていただくと助かります。

●能勢 研究データポリシーと学術出版誌のステートメントは基本的に同じようなものではないかと考えます。これらは、プリンシプル (原理) であって、研究者は、ではそれをどう実現するのかという点で非常に困っています。データを公開することには賛同するのですが、どのように公開するのか、メタデータにしてもどのような情報が必要なのか、出版社に受け付けてもらうにはどのようなデータをどこに置けばいいのかが

分からないということがあります。ですので、研究データポリシーや出版社のステートメントのもう少し下のレベル、実際にそれをどう実装するのかという段階で、具体的な手順の説明が必要だと思っています。

●林 雑誌というより、共同研究をするときの方が大変になりそうな気がします。特に国際共同研究になったとき、あるいは研究室同士で少しカルチャーが違うときに、データをどう管理するか、どう公開するか、どう共有するかというのは悩ましい話だと思いました。質問は以上とさせていただきます。

●池内 ありがとうございます。

## 討論

●池内 今の質疑の中からもいろいろな論点が出てきました。まず白井さんのお話の中で、2017年にポリシーを策定して、その後どう実効性を持たせるかというご発言があったと思います。データを公開しようというポリシーをつくった後に、その強制力がそれほど強いものでなく、しかしやはりデータ公開を進めていきたいというときに、どんな働き掛けができるかということが気になります。能勢先生のお話の中では、学生のデータを図書館のリポジトリに登録するという事例がありましたが、何か具体的な働き掛けや取り組みがあれば紹介していただけますか。

●白井 言いたかったのは、要するにデータポリシーをつくったからといって現場側がデータを出していくことにはつながらないということです。先ほどの質問にあったように、現場のモチベーションをどうやって上げるかは課題だと思います。研究者に対し「ご自分のデータがこういうふうに使われるかもしれないよ」と言って回るのはあまり得策ではない気がします。「あなたに言われなくても、私のデータのことは私が一番知っています」という反応をされてしまうでしょ

う。

人間というのは現金なもので、やはり自分の業績になるとか、お金をもらえるとかがあけると行動するものだと何となく実感しています。論文を出そうと思ったときに、データをそれなりのリポジトリから公開していないと査読にも回らない、あるいはそこまで厳しくなくても、パブリッシュするときまでには一般に公開できるようにしておいてねという学術誌・出版社は本当に増えてきています。やはり研究者は論文が出ないと業績にならないので必死で出します。論文がやっと書けたのに、データ公開で手間取ってサブミッションが遅れてしまったり査読開始が遅れてしまったりすると悔しいので、今度からは前もってデータを公開する準備をしておこうというようになります。そういういいサイクルが回っていく様子を実際に目の前で見てるので、やはり理念だけではなくて、実際のメリットが感じられるとうまくいくのだと思います。

もちろん、データが使われることによって共同研究が始まるなど、本当の意味でのいいこともあるのですが、それをぶら下げられても、天秤にかけるとやはり日々の忙しさに負けてしまいます。ですから、まずは目の前のメリットを感じて、進めていくうちに本当の意味でのいいことも時々入ってきて、さらにメリットを感じるというのがいいのかなと思っています。

●池内 率直なご意見をありがとうございます。研究者の実感として、本当にそうだと思います。バイオの分野でも、まずはデータを登録してからということに進んだ面が大きいと思います。

そうすると、ジャーナル以外の評価をしてもらえる可能性があるかどうかは気になることです。大学、あるいは文部科学省でもいいと思いますが、データを公開することを、例えば論文を出版することと同じように評価しようというお考えはおありでしょうか。この件は、大学側はまず田野学長に伺いたいですが、例えば大学の教員の評価なり1年間の業績報告なりの中に、データが入ってくるという可能性はあるでしょうか。

●**田野** この取り組みがうまくいけば、それはもちろんあり得るというか、私たちが最初になければならないのだろーと思ひます。そのときに、単にデータを公開したというだけではなく、うまく使われたという指標が本当はほしいのです。それがないと、どんどん変なデータがアップされても仕方がないと思ひます。

●**池内** 「何でもいいから取りあえず」ではなくてということですね。

●**田野** 私たちは、とにかくデータを公開したら少しは「偉いよ」と評価しますけれども、それが論文1本と比較するとなると、研究者から見ても、あまりいい評価をされていないと感じるのではないのでしょうか。いろいろな研究者がデータを使ってくれたという指標と、1回しか使われなかったけれども非常に大きな発展に結び付いたという指標が本当はほしいです。この二つをきちんと評価しなければ、なかなかデータは公開されません。ただ、その評価の方法は一大学では開発できません。

5年ぐらい前に、カーキーというシステムがはまりました。これは、みんなでアイデアを出して新しい製品を作ることを進めるために、誰が発言して製品化までされたかをトラッキングするシステムです。本当に素晴らしい意見を言った人には例えば売り上げの5%が行くということで、みんな一生懸命話したり、データを公開したりします。そういうシステムがないと、大学が「幾つ公開したから1.5点ぐらいあげますよ」という話をしても、なかなか進まない気がします。

●**池内** そうですね。データの活用という話になると、もちろん研究に使われることもあれば、企業や市民に使われることもあり、いろいろな広がりがあるので、そのあたりのトラッキングの難しさもあるのかなと感じました。

三宅さんはいかがでしょう。

●**三宅** ご指摘の点はまさに考えなければいけない点です。科学技術基本計画上も、それについて取り組むべしということで、政府においても方針が示されています。具体的には、研究データの管理・利活用に関する取り組みをさらに促す観点から、これらの取り組み状況を研究者、プログラム、機関等の評価体系に導入するという方針が掲げられており、評価部局を中心に具体化に向けて検討が行われている状況です。研究データの管理・利活用の取り組みをどう評価していくのかということが議論されていて、その結果が国などの立場からの評価の中にも順次反映されていくと思ひます。

ただし、そもそも学術コミュニティにおいて研究データを管理・利活用していくこと自体が認められないと、本当の意味での定着はしないと思ひています。そういう意味では、このように活用してうまくいったという事例を積み重ねながら、コミュニティの中で、これを評価すべきなのかどうかという議論も並行して進められると、取り組みが全体的に広まっていくのではないかと思ひます。

●**池内** そうですね、評価ありきになってしまっても違うかなという感じはします。先ほど、COVID-19に関してはデータ共有が盛んに進められたという話がありました。バイオの、特にCOVID-19関係のデータ共有に関しては、公開してもそのことによって研究者が不利益を得ない仕組みづくりがされているかと思ひます。先に研究データを公開したとして、例えばそれを使った論文を後から発表しても二重投稿にはしないなど、分野の中でのルールメイキングのようなことも必要なのかなと思ひます。

パネリストの八塚さん、バイオの方は、随分前からデータ共有が当たり前の世界になっていると思ひますが、データ共有をドライブしていくような動きというのは、これまでどのようなものがあつたのでしょうか。

●**八塚** 先ほど大波さんからデータ共有のメリットの

話の中で、COVID-19 の情報共有の例が挙げられて、私はそれを聞いてはっとしました。あまりにも当たり前過ぎて、事例だという意識が全然なかったのです。ということは、恐らくこれからつくられていくであろう研究データポリシーも、あって当たり前で、それが素晴らしく世の中に貢献したといわれて「そうだったっけ？」という世界になっていくのではないかと思います。

私もウイルスは専門ではないので分からないのですが、恐らく COVID-19 の場合も、今までつくられてきた研究コミュニティ内のデータ共有の文化にのっとって研究が行われていると思います。もちろん皆さんスピード感を持って研究していると思いますし、専用のリポジトリが幾つかできているのも知っていますが、そのために大きく仕組みを変えたということではなく、むしろ今まであったものが活用されたという認識をしています。

●池内 バイオの世界ではもはや当たり前ということで、そのうち全分野で研究データポリシーが過去のものになるのかなという感触も受けました。人類未曾有の危機である COVID-19 に関しては取り組みが大変な速さで進んでいて、これはデータ共有の大変良い事例として誰もが腹落ちするような先行事例ではないかと思えます。

会場からの質問がもう少しあるでしょうか。

●林 一つ来ています。「どなたかに質問したら適切か分からないのですが、研究データをオープンにしても、論文がオープンアクセスではない場合、どのように研究が行われたかの詳細が分からず、データの使い道が絞られてしまうのではないかと思います。大手出版社の有料購読アクセスに対して、オープンデータポリシーはどのように対応されるのでしょうか」。なかなか悩ましい質問だと思いますが、いかがでしょうか。山形さん、お願いします。

●山形 私が直答で全部答えられる質問ではないのですが、これまでの図書館の仕事とこれからの仕事をつないでくださるような非常にいいご質問だと思います。現場の図書館員の皆さんの多くは、研究データの話が急にではないですが降ってきて、これまでやったことがないからどうしたらいいのだろうというモチベーションで本日参加されているのではないかと思います。まさにこのようなご質問のところで、私たち図書館員が今まで管理してきた論文とデータが両輪なのだということを強く感じます。諸外国ではゴールドオープンアクセスなども結構強制力を持って進めていて、そういう違いがここで出てきたのだと思います。

論文とセットのデータは、論文とセットで使う限りにはその論文のエビデンスという意味合いが強いのではないかと想像しますが、他方で、データの使い道は、その論文に付随している一つの使い道だけではなく、違う利活用の仕方もあると思います。そういった違う利活用ができるのかどうか、クローズドの購読論文に付随した場合にデータポリシーがどのような効力を持つのかについて、八塚さんや、そのあたりに詳しい方からコメントや事例紹介を頂けるといいのかなと思います。すみません、お答えではなくコメントです。

●八塚 質問の意味を十分に理解できていないのですが、このデータポリシーというのは、ジャーナルの側のデータポリシーという意味でしょうか。

●林 大学からの質問ですから、大学のデータポリシーなのかなと私は読んだのですが。

●八塚 なるほど。ジャーナルのデータポリシーが要求しているのは、ジャーナルがある条件を提示した上で認めたリポジトリに必ずデータを置いてくださいということだと思います。(リポジトリに置かれた)データには必ずライセンスが付いているはずですが、そういったライセンスを明示しないリポジトリやデータは、そもそもジャーナルのデータポリシーに反するはずな



ので、そのライセンス次第ということになると思います。結局、利用者にとって意味があるのはライセンスなのです。データポリシーはあくまでも、データを作成した側、データを管理する側がどのようにライセンスを付けていったらいいかという指針であり、利用者にとって意味があるのはライセンスの方です。

●山形 研究の現場にいないのでよく分からないのですが、データに付いているポリシーと論文に付いているポリシーが違ったり、論文に付いているライセンスとそれとセットのデータに付いているライセンスが違ったりすることはあるのですか。

●八塚 あり得ると思います。例えば、論文自体は完全なオープンアクセスになっていないけれども、データはオープンアクセスになっているというものは結構あります。というのは、論文に関するデータを置いているリポジトリは必ずしもそのジャーナルが管理するリポジトリとは限らず、研究コミュニティが運営しているリポジトリだったりするからです。ですから、データのライセンスは論文のライセンスとは全く別物と考えていいと思います。たまたま同じ場合もあるでしょうけれども。

●山形 なるほど。私がもしこの質問をした方だったら、そこの食い違いがあってもいいのか、その食い違いをデータポリシーはどのように扱うのかというのが混乱するところかなと思いました。

●八塚 これは他の方にも伺ってみたいです。私の考えでは、そこはデータポリシーの範囲外ではないかと思います。もちろん異論はあるかもしれませんが、私はそのように認識しています。

●林 他の皆さんはいかがでしょうか。まさに今、対話が繰り広げられているので、乗っかっていただけるとさらによいかと思います。

先ほどの議論ともかぶりますよね。結局、著作権や所有権などを含めてライセンス周りの話に行き着くわけで、それを決める要素には幾つか観点があって、何のルールが優先されるべきかという話に最後は落ち着いていくと思います。このあたりは整理し切れていない部分があって、最終的には法制度の専門家も入れて整理しなければならない話なので、本日は論点出しにとどめさせていただきます。

もう一つ質問をご紹介します。「機関リポジトリ、JPCOAR 等と研究データポリシーとの関係はどのようなものになっていくのでしょうか」。私の解釈では、データポリシーを策定していく上で、JPCOAR としてデータポリシー策定に役立てるような支援があり得るのか、あるいはデータポリシーへのコミットをどうしていくかという方針やビジョンが何かありますかという質問だと思いますが、これはぜひ安原さんにお答えいただければと思います。

●安原 JPCOAR には研究データ作業部会というものが、この研究データ作業部会と AXIES-RDM 部会とが連携し、2020 年度に国内機関における研究データ管理の取り組み状況調査のアンケートを行いました。各参加機関の状況を調査して、集計結果は 2020 年度 RDM 事例形成プロジェクト中間報告書 (<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/records/2000003>) に掲載しています。今年度末には、林先生や池内先生、そして NISTEP の方々に分析協力を頂いて、NISTEP から報告 (日本の研究機関における研究データ管理 (RDM) の実践状況 <https://doi.org/10.15108/stih.00287>) を頂けるような形です。

また、少しずれますが、JPCOAR も所属する、オープンアクセス支援のための国際連携組織である COAR という団体があります。2021 年 2 月の第 3 回 SPARC Japan セミナーでご紹介しましたが、COAR がつくったリポジトリの評価フレームワークを基に、各機関が自機関の機関リポジトリは国際的に見てどういう機能が足りていないのかということがチェックできるリス

トを JPCOAR で作成しました。今年に入ってそのチェックリストを関係機関の方々に実際に使っていただき、機関リポジトリ/データリポジトリの運用実態に関するアンケート調査を行いました。この調査の結果についても今年度中に中間報告をして、来年度にはさらなる分析結果を報告できると思います。

また、COAR のフレームワークの抽象的な点や分かりづらい点、改善点を、日本から意見を言う形でまとめて COAR の方に報告し、COAR のフレームワークの改善につなげていきたいと考えています。

●池内 今回の SPARC セミナーの狙いもそうなのですけれども、先進的な取り組みをしているところがどのように取り組んでいるか、どこが大変なのかという点は、今から取り組む大学や研究機関にとっては非常に参考になると思います。それを取りまとめて発表してくださることは本当に意義があると思いました。

ここまでのお話を聞いて、電気通信大学の上野さん、まさにデータポリシーの策定に携わっている立場からコメントがありましたらお願いできますか。

●上野 先ほどは少し本学の体制などをお話ししたのですが、実は前段があります。ある先生が論文投稿をする際に、Agora という図書館のセンシングデータを使って研究したのですが、そのデータを公開してほしいという要請が査読の段階からあり、どうしたらいいのだろうという問い合わせがありました。また、学内で研究している中で、COVID-19 に関わるデータを探しているのだけれども図書館の方で見たりしていないかという問い合わせもありました。そのように、先生方がデータを管理したり、オープンになっているデータを探したりする現場にたまたま付き合う機会が何度かあり、それを踏まえて本学としては、本日、田野学長がお話ししたような大方針も踏まえながら、どういう形でポリシーを定めていくのがいいのかということを考えています。

図書館は図書館、先生は先生という乖離がある状態

のままだと、なかなか思うような成果は出ないと思うので、可能な限り、先生方が研究の中でどういう課題に突き当たっているのか、そこに対して図書館は何ができるのかというスタンスで話をし、先生方との関係を持ちながら、それをどうフィードバックしてポリシーをつくるのか、どうシステムを整備するのか、大学のミッションと乖離がないのかということを整理していく必要があると思っています。

●池内 その部分はなかなか図書館が踏み込めなかったというか、しなくてはと思いつつも積極的に関わりづらかった部分かと思いますが、データをきっかけに支援できることが出てきたのかとも考えます。

本日の司会の矢吹さんは研究支援をする URA の立場で大学にお勤めですが、矢吹さんからはいかがでしょうか。

●矢吹 実は私は、この問題の割とそもそも論のところでも毎回つまづくのです。というのは、まさに研究者は政策的に迫られて、やむにやまれずデータをどうにかしなければいけないという状態になっていて、本日の田野学長のお話にもあったように、もっと前向きに取り組んでいくべきということも十分に分かる一方で、フルオープンにしるという誤解があつてややこしくなっていて、「そんなものオープンにできるか」という反発を受けるということは私自身も経験しています。フルオープンにする必要はないと説明するのですが、しばらくするとまた忘れて「全部オープンにしるという意味か」と言われる状況に毎度陥るのです。

政策的にはオープンにするということ自体は前面に出ているはずなのですが、本日の最初の三宅室長のお話を伺って思っていたのは、昨今騒がしい経済安全保障というキーワードも出てくるし、研究インテグリティの問題もかなりクローズアップされている状況でこの研究データの問題に取り組まなければいけないということ。経済安全保障と研究インテグリティの話は、研究者を守るという側面がある一方で、情報を適

切に管理するとき、ある意味ではクローズにするという側面が色濃く出ることがあり、この辺で政策的にかなり齟齬を来しているような気がします。そうすると、データ管理の政策に対して、本気で誰かが最後まで責任を持って進める気であるのだろうかという、言ってしまうと不信が生じる瞬間があると思っています。先生方には「こういう状況になっているので、もっとオープンにした方がいいですよ」と言ってみるものの、やはり無責任に言っているなという後ろめたさも感じています。

これは最終的には各大学や研究者、研究コミュニティの問題なのだとか政策サイドからバサッと切られてしまうのではないのかと正直思っていますし、実態としては実はそうなのかもしれないという気もします。その辺でどうすればいいのかという悩みを持って本日は勉強させていただきました。

●池内 今回のコメントに対して、三宅室長、いかがでしょうか。

●三宅 元々、研究データ管理においても、当然オープンにしてはいけない情報はあるわけです。例えば個人情報や、海外であれば EU 一般データ保護規則 (GDPR) の関係で非常に管理が難しいものがあります。それ以外にも、例えば権利関係で、特許を取ろうと考えているのであれば最初はオープンにするべきではなく、あるタイミングからオープンにするという情報もあります。また、経済安全保障の話でも、データの管理は当然求められています。ですから、私が強調したいのは、オープンにすることが是ではなくて、しっかりと管理することが大事だということです。

当然、研究の在り方の変容、DX 化という観点であれば、オープンにされたデータをうまく活用していこうという話があります。しかし、その手前の根本のところを考えると、出してはいけないデータはきちんと出さないようにしているということも含めてしっかりと管理することこそが、研究の進捗の上でも意味があ

りますし、説明責任を果たしていく上でも重要です。まずはそういう大前提があった上での話だということをお伝えできればと思っています。

多分、こういった問題は昔からずっと繰り返されているのだと思います。情報技術が発展した中で、特にデータの利活用が生まれたからこそクローズアップされているのですが、実は前からいわれてきたことを改めて整理しているのだと思います。そこをしっかりと具体化することが、研究者の研究能力の向上にもなるし、研究者自身を守ることにもなるということを引きとご理解いただけるよう、説明を尽くしていくことが大事だと思っています。

●池内 研究データの管理という言葉の意味が今のコメントでだいぶ深まったように思います。そして、田野学長が電気通信大学でされていること、しようとしていることは、本当の意味でのデータの管理なのだとも思ったところです。ありがとうございました。

話は尽きませんが、お時間となりましたので、総合討論第2部を終了いたします。どうもありがとうございました。